

令和2年門真市教育委員会第2回定例会

開催日時 令和2年2月21日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 臨時代理による事務処理の承認について
(門真市教育委員会事務局人事について)
- 日程第4 議案第5号 門真市立図書館条例の全部改正の申出について
- 日程第5 議案第6号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について
- 日程第6 議案第7号 門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について
- 日程第7 議案第8号 門真市立図書館協議会条例等の一部改正の申出について
- 日程第8 議案第9号 門真市立文化会館条例の廃止の申出について
- 日程第9 議案第10号 令和元年度教育費補正予算の見積り申出について
- 日程第10 議案第11号 令和2年度教育費当初予算の見積り申出について
- 日程第11 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	土川 好子
委員	松宮 新吾
委員	高橋 元

事務局出席職員

副教育長	邊田 憲
教育部長	満永 誠一
教育部管理監	西口 孝
教育部次長	

兼教育総務課長	中野 康宏
教育部総括参事	三村 泰久
教育総務課参事	渡辺 廣大
教育部学校教育課長	峯松 大輔
教育部学校教育課参事	高山 拓也
教育部学校教育課参事	
兼教育センター長	植原 宏仁
教育部社会教育課長	
兼図書館参事	隈元 実
教育部参事	見通 秀一
教育部図書館長	牧菌 友広
こども部次長	坂本 裕
こども政策課長	田代 勝也
保育幼稚園課長	西川 和志

久木元教育長 開会宣告 午後 2 時

日程第 1 会議録署名委員の指名

久木元教育長より 土川 好子 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3

承認第 1 号 臨時代理による事務処理の承認について
(門真市教育委員会事務局人事について)

説明者 邊田副教育長

人事異動内容については、別添資料のとおり。

[全委員異議なく、承認]

日程第 4

議案第 5 号 門真市立図書館条例の全部改正の申出について
説明者 牧菌図書館長

議案書 3 ページをご覧ください。

本件につきましては、門真市立図書館に指定管理者制度を導入するとともに、令和 2 年 4 月 1 日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書 4 ページ以降をご覧ください。

第 1 条で本条例の目的を、第 2 条で図書館の設置等を、第 3 条では図書館が行う事業を、第 4 条では職員を、第 5 条、第 6 条は開館時間と休館日を、第 7 条では損害賠償を規定しております。第 8 条では図書館の管理を市長が指定する指定管理者に行わせることができることを規定し、第 9 条で指定管理者が行う業務の範囲を定め、第 10 条では委任事項について規定しております。

なお、附則といたしまして、本条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしております。

[全員異議なく、可決]

日程第 5

議案第 6 号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

説明者 中野教育部次長兼教育総務課長

議案書 8 ページからをご覧ください。

別表に定める教育委員会の附属機関におきまして、まず、「門真市子ども読書活動推進計画審議会」及び「(仮称) 門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会」につきましては、令和 2 年 4 月 1 日付け機構改革に伴い、市長の附属機関となることから削除するものであります。

次に、「門真市結核対策委員会」及び「門真市心臓検診委員会」につきましては、これまで要綱に基づき設置しておりましたが、専門的な事項を調査審議する事務であることを勘案し、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき条例に定める附属機関に移

行するものであります。

なお、附則第1項として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものとし、附則第2項として、本条例の改正に伴い、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正として、新たに附属機関として設置した「門真市結核対策委員会」及び「門真市心臓検診委員会」の委員報酬を追加規定しております。

[全員異議なく、可決]

日程第6

議案第7号 門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について

説明者 高山学校教育課参事

議案書10ページからでございます。

本件につきましては、大阪府の臨時的任用職員の給料表の改定に伴い、任期付市費負担教員の給料表をそれに準じたものに改正を行うため、「門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例」を改正しようとするものでございます。

改正内容といたしましては、11ページの条例案をご覧ください。

任期付市費負担教員の給料、諸手当などの待遇につきましては、大阪府が費用を負担する常勤講師に準じた内容で本市においては定めており、大阪府の給料表が改定されたことに伴い、それに準じた給料表に改正するものであります。

なお、附則といたしまして、施行日を令和2年4月1日としております。

長澤教育長職務代理者： 任期付教員の給与について、若い先生が多いと思いますが、大体何号給くらいの位置付けになりますか。一般的に講師は20代から60歳過ぎた方まで年齢層が広いと思いますが、任期付教員の場合は年齢の幅が狭いと思います。

高山学校教育課参事： 大学を卒業したばかりの方を任用することもあるれば、例えば定年退職された後の教員の方を採用することもあるので、人によって異なります。

長澤教育長職務代理者： これまでに定年退職後の任期付教員となったことがあるのですか。

高山学校教育課参事： はい。年齢要件はございませんので。

長澤教育長職務代理者： 現在、採用している方にもいるのですか。

高山学校教育課参事： 一概にこの年齢が多いということではないのですが、今年度もベテラン層の年齢の方がいらっしゃいます。

[全員異議なく、可決]

日程第7

議案第8号 門真市立図書館協議会条例等の一部改正の申出について

説明者 中野教育部次長兼教育総務課長

本件につきましては、令和2年4月1日付け機構改革等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案書14ページから36ページまでをお願いいたします。

今回改正いたします条例につきましては、

第1条に「門真市立図書館協議会条例」

第2条に「門真市立歴史資料館条例」

第3条に「門真市立公民館運営審議会条例」

第4条に「門真市立青少年運動広場条例」

第5条に「門真市立テニスコート条例」

第6条に「門真市立旧第六中学校運動広場条例」

第7条に「門真市立門真市民プラザ条例」

第8条に「門真市立公民館条例」

第9条に「門真市立文化会館条例」

第10条に「門真市立総合体育館条例」

の計10条例であります。

主な改正内容といたしましては、令和2年4月1日付け機構改革に伴い、教育委員会の権限であるものが市長の権限になるものにつきまして、「教育委員会」とあるのを「市長」に、「門真市教育委員会規則」とあるのを「規則」に変更するものであります。

なお、附則第1項として、この条例は令和2年4月1日から施行するものとし、附則第2項として、経過措置を設けております。

[全員異議なく、可決]

日程第8

議案第9号 門真市立文化会館条例の廃止の申出について
説明者 隈元社会教育課長

議案書37ページをご覧ください。

本件につきましては、門真市立文化会館の建物の老朽化により同館を令和3年4月1日に閉館するにあたり、本条例の廃止を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は令和3年4月1日から施行することとなっております。

松宮委員： 参考で結構ですが、条例の廃止に伴って資産、不動産等の今後の方向性はどのようになりますでしょうか。

隈元社会教育課長： 期間としては令和2年度をもって廃止ということですので、それ以降につきましては現時点では決まっておりません。

[全員異議なく、可決]

日程第9

議案第10号 令和元年度教育費補正予算の見積り申出について
説明者 中野教育部次長兼教育総務課長

まず、歳出からご説明いたします。

議案書41ページをご覧ください。

款：教育費・項：教育総務費・目：事務局費 4億9,226万4千円

の追加は、教育における ICT 環境の整備を通じて、多様な子どもたちが子どもたちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学びを持続的に実現させるための「GIGA スクール構想」の実現に向け、学校における高速大容量の情報通信ネットワーク環境を整備する「GIGA スクール構想推進事業」の実施に伴い計上しております。

次に、歳入についてであります。

議案書40ページをご覧ください。

款：国庫支出金・項：国庫補助金・目：教育費国庫補助金 2 億 3,737万 2 千円の追加は、「GIGA スクール構想推進事業」における校内情報通信ネットワーク環境の整備に伴い、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を計上しております。

次に、款：市債・項：市債・目：教育債 2 億5,230万円の追加は、「GIGA スクール構想推進事業」における全小中学校の校内情報通信ネットワーク環境の整備に伴い、校内 LAN 環境整備事業債を計上しております。

次に、債務負担行為の廃止であります。

議案書42ページをご覧ください。

旧第一中学校跡地整備活用事業者選定仕様書作成支援業務委託におきまして、令和 2 年度の期間で限度額87万 9 千円の債務負担行為を行っておりましたが、生涯学習複合施設整備事業、まちづくり用地活用事業、交流広場整備事業等を事業化することに伴い、事業化前に予定していた旧第一中学校跡地整備活用事業者選定仕様書作成支援業務委託の一部を実施しないこととしたため、債務負担行為を廃止するものです。

次に、繰越明許費の追加であります。

議案書43ページをご覧ください。

款：教育費・項：教育総務費 GIGA スクール構想推進事業 4 億 9,226万 4 千円につきましては、事業完了に日数を要するため、令和 2 年度に繰り越すものであります。

次に、地方債の変更であります。

議案書44ページをご覧ください。

まず、学校教育施設等整備 2 億5,230万円の増額は、「GIGA スクール構想推進事業」における全小中学校の校内情報通信ネットワーク環境の整備に伴うものであります。

長澤教育長職務代理者： LAN 整備のための補正予算の申出が本日の教育委員会で可決されたら、その後、市議会に上程される。そして、市議会で可決された後にいよいよ LAN 整備が進むということになると思います。私が想定していたよりも早く LAN 整備が進みそうであり安堵しているところですが、その次の段階で、パソコンになるのかタブレットになるのか分かりませんが、その導入へと進んでいくと思います。

先月の教育委員会協議会で国の GIGA スクール構想実現のためのロードマップの説明を受けたと思いますが、本市として、事務局の整備計画はそのロードマップに沿った形で予定されているのか、現時点の状況で結構ですので説明いただきたいです。

植原学校教育課参事： 門真市としましては、現段階では国のロードマップ通りの配置を予定しております。来年度は小学校 5 年生、6 年生、中学校 1 年生、その次の年は中学校 2 年生 3 年生、その次の年は小学校 3 年生、4 年生、4 年後に小学校 1 年生 2 年生という形で全学年に整備したいと考えております。

しかし、国の細かい要綱がまだ出ておりません。予算との兼ね合いもありますので、要綱を見ながら詳細を決めていきたいと考えております。

長澤教育長職務代理者： 市の財政状況についても重々承知しておりますが、是非よろしくをお願いします。

[全員異議なく、可決]

日程第10

議案第11号 令和2年度教育費当初予算の見積り申出について
説明者 満永教育部長

まず、教育関係予算の歳出についての概略につきまして、ご説明いたします。

令和2年度当初予算は対前年度1億6,766万1千円増の35億2,993万7千円となっており、引き続き、教育予算に重点をおいた予算編成となっております。

また、歳入につきましては、教育債等の増額により、対前年度

2億2,299万5千円増の6億4,613万9千円となっております。

それでは、令和2年度の教育費当初予算の内容につきまして、議案書48ページの歳出をご覧ください。

1項. 教育総務費に関しまして、(1) 教育委員会費は、委員会定例会等を運営する事業等に係る経費を計上しております。

(2) 事務局費は、第2期教育振興基本計画策定事業、学校適正配置推進事業に対する事業等に係る経費を計上しております。

(3) 教育振興費は、児童、生徒の学力向上を目指して展開するための様々な経費となっており、きめ細かな指導を実現する環境づくり事業、中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業等に係る経費を計上しております。

(4) 人権教育推進費は、進路選択に関する指導助言および自立支援通訳の派遣を行うための事業費など人権教育にかかる様々な経費を計上しております。

(5) 教育センター費は、適応指導教室等運営事業や、学校のICT化を図るための教育のICT環境整備事業に係る経費を計上しております。

次に、2項. 小学校費 (1) 学校管理費は、小学校施設整備事業、給食運営事業、49ページの水泳授業民間活力導入事業、学校予算配当事業等に係る経費を計上しております。

小学校施設整備事業としては、門真小学校、二島小学校、東小学校のトイレ改修工事、給食運営事業としては、門真小学校の給食棟空調整備工事を予定しております。

次に、49ページをご覧ください。

3項. 中学校費 (1) 学校管理費につきましては、概ね小学校費と同様の事業となっております。

中学校施設整備事業としては、第三中学校、第七中学校のトイレ改修工事を予定しております。

(2) 学校建設費につきましては、門真はすはな中学校施設建設費の割賦払金となっております。

次に、4項. 幼稚園費 (1) 幼稚園管理費につきましては、公立幼稚園の運営にかかる費用を計上しております。

(2) 教育振興費は、保育所等給食費補助事業のうち幼稚園関係に係る経費等を計上しております。

次に、5項. 社会教育費 (1) 社会教育総務費につきましては、(仮称)市立生涯学習複合施設建設事業、歴史資料館運営事業に

係る経費を計上しております。

(2) 青少年費は、かどま土曜自学自習室サタスタ事業、子どもの安全見守り事業、成人祭事業、小学生の主張事業、めざせ世界へはばたけ事業、学校支援地域本部事業等に係る経費を計上しております。

(3) 社会教育施設費は、市立文化会館の除却工事の設計業務委託料等を、(4) 公民館費は、公民館の指定管理料等を計上しております。

(5) 図書館費は、図書館と図書館市民プラザ分館の管理・運営経費、子ども読書活動推進啓発事業を計上いたしております。

(6) 市民プラザ費は、生涯学習センターPC 機器等借上料と市民プラザの指定管理料に係る経費を計上しております。

次に、50ページをご覧ください。

6 項. 保健体育費に関しまして、(1) 保健体育総務費は、学校保健事業、学校体育施設開放事業、スポーツ・レクリエーション事業、東京2020オリンピック聖火リレー事業等に係る経費を計上しております。

(2) 体育施設費は、テニスコート・青少年運動広場や総合体育館の指定管理料、旧第六中学校運動広場や旧北小学校運動場の管理運営経費、スポーツ施設予約システム業務委託料等を計上しております。

(3) 市民プラザ費は、市民プラザ体育館・グラウンドの運営管理に係る経費を計上しております。

続きまして、歳入についてであります。

議案書46ページをご覧ください。

1 項. 教育費負担金 (1) 教育費負担金は、日本スポーツ振興センターが実施する「学童災害共済制度」に加入する負担金のうち保護者負担分となっております。

次に、2 項. 教育使用料 (1) 教育使用料は、幼稚園使用料、学校施設設備使用料、旧第六中学校運動広場使用料が主な内容となっております。

次に、3 項. 国庫負担金 (1) 教育費国庫負担金は、国の幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付費交付金となっております。

次に、4 項. 国庫補助金 (1) 総務費国庫補助金は、令和2年度は0となっております。

(2) 教育費国庫補助金は、理科教育等設備整備費補助金、小中学校のトイレ改修工事の交付金が主な内容となっております。

次に、5項. 府負担金、(1) 教育費府負担金は、国の幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付費交付金となっております。

次に、6項. 府補助金、(1) 民生費府補助金は、令和2年度は0となっております。

次に(2) 教育費府補助金は、総合相談事業交付金、教育コミュニティづくり推進事業費補助金が主な内容となっております。

次に、7項. 基金繰入金、(1) まちづくり整備基金繰入金は、市立文化会館の除却工事の設計費用や(仮称)市立生涯学習複合施設整備等アドバイザー業務委託料の財源となっております。

次に、(2) 教育振興基金繰入金は、令和2年度は0となっております。

次に、8項. 諸収入、(1) 日本スポーツ振興センター医療費貸付金元利収入は、同貸付金の戻入金でございます。

次に、9項. 雑入、(1) 雑入は、給食用廃油売却代金、47ページの賠償保険金、給食棟設備等使用料等が主な内容となっております。

47ページをご覧ください。

次に、10項. 市債、(1) 教育債は、小中学校におけるトイレ改修事業債、門真小学校における給食棟整備事業債が主な内容となっております。

続きまして、債務負担行為についてでございます。

51ページからをご覧ください。

(仮称)市立生涯学習複合施設基本設計業務委託、海外派遣研修業務委託(9)、学校給食調理業務委託(23)等、全7件について、それぞれ、期間及び限度額を定めるものであります。

続きまして、地方債についてでございます。

52ページをご覧ください。

学校教育施設等整備につきまして、主に小中学校におけるトイレ改修工事及び門真小学校における給食棟空調整備工事を実施することに伴い、限度額、起債の方法等を定めるものであります。

長澤教育長職務代理者： 細かい話で申し訳ないですが、小学校管理費の中で、金額的には書いていませんが小学校運動場芝生化事業という項目が挙がっ

ています。これは新しい学校で考えているのか、それとも今在る学校の保守管理ですか。

三村教育部総括参事： 新しい学校ではなく、今の学校に対してのものとなります。

長澤教育長職務代理者： 学校の芝生化については、賛否両論があるところなので、気にはなっています。分かりました。

[全員異議なく、可決]

日程第11

諸報告

久木元教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 令和2年度当初教職員数の見通し等について
説明者 高山学校教育課参事

まず、教職員数の算定基礎となる学級数についてですが、現時点において、小学校につきましては、通常学級が現在の162学級から12学級減の150学級となっております。支援学級については、今年度から4学級増の68学級を見込んでおります。教職員数は加配等も含め21名の減少を見込んでおります。

中学校につきましては、通常学級は現在の70学級から1学級減の69学級を見込んでおります。支援学級については、今年度から3学級増の29学級を見込んでおります。教職員数については、加配等も含め1名の減少を見込んでおります。

続きまして、教職員の過欠員の状況についてですが、小学校におきましては、今年度の定数内講師の退職36名、定年退職1名、普通退職3名による退職予定者が39名となっております。

なお、新規採用教員については9名の配置予定となっており、欠員補充講師については、現時点で12名の任用を予定しております。

中学校につきましては、定数内講師の退職27名、定年退職4名、特別退職1名、普通退職2名による退職予定者が34名となっております。

ります。

新規採用教員については7名の配置予定となっており、欠員補充講師については、現時点で31名の任用を予定しております。

なお、現時点では、教員の様々な加配等については未確定であり、児童生徒数についても、転入・転出等で毎日のように変動しており、今後の動きによって、学級数、教員数が変わってまいります。例えば、学校によっては1学級の児童生徒数が40名、41名というような、学級数確定が微妙な学年もありますので、引き続き調査を実施し、児童生徒数の精査に努め、3月中旬には学級数を確定し、人事異動事務を行う予定としております。講師の確保につきましても努めてまいりたいと考えております。

次回、3月の教育委員会におきましては、教職員人事もほぼ確定していると考えられますので、教職員人事異動の概要につきまして、資料を作成の上、再度報告させていただく予定でございます。

番号2 門真市公立園最適化基本方針（素案）に係るパブリックコメントの実施について
説明者 田代こども政策課長

諸報告資料1ページをご覧ください。

12月の定例会の諸報告にて、報告いたしました門真市公立園最適化検討委員会からの答申等を踏まえ、市としての基本方針である「門真市公立園最適化基本方針」の素案を策定し、2. 提出資格、3. 意見の提出方法、また、4. 閲覧・募集期間として2月11日火曜日から3月1日日曜日の間、5. 計画案及び意見提出箱の設置場所の記載の施設において、パブリックコメントを実施いたしており、教育委員会にご報告させていただくものでございます。

次に、2ページ以降の門真市公立園最適化基本方針（素案）について、ご説明させていただきます。

まず、6ページの「本方針の策定にあたって」につきましては、本方針を策定する運びとなった経緯などを記載しており、先ほど説明した経緯や公立園の現状を簡潔にまとめております。

次に、7ページからの「第1章 門真市の現状」では、公立園

の最適化に関わる各項目について、具体的な数値を示すグラフなど、それに対する説明文で構成しております。

次に、「(1) 出生数及び就学前児童人口」では、これまでの出生数と就学前児童数の推移を記載し、就学前児童数の推移では、実績値及び推計値を記載しております。

いずれも、減少が続いていることを説明しております。

次に、「(2) 市内就学前教育・保育施設利用者数の推移」では、9ページのグラフにおいて、1号認定の児童が通うことができる幼稚園や認定こども園の利用者、2号・3号認定の児童が通うことができる保育所や認定こども園・小規模保育施設の利用者の人数を示しており、幼稚園と認定こども園の利用者と全体の人数は減少し続けており、逆に、保育所や認定こども園・小規模保育施設の利用者は増加しております。

次に、「(3) 就学前教育・保育施設の整備状況と待機児童数」では、10ページの表において、市内就学前教育・保育施設数の推移や4月1日時点の待機児童数、10月1日時点の待機児童数を示しており、認定こども園への移行や小規模保育施設が増えるに連れて待機児童も減少に向かっており、平成27年から平成30年までは10月1日時点で、100人以上の待機児童が生じていましたが、令和元年10月1日時点では待機児童が生じていないことを説明しております。

次に、11ページの「(4) 障がいのある子どもや配慮が必要な子どもの受入状況」では、保育所、幼稚園、認定こども園における障がいのある子どもなどの受入人数を公立・私立に分けて示しており、1施設あたりの受入人数を見ると、いずれの施設形態でも公立園の方が私立園よりも多く受け入れていることを説明しております。

次に、12ページの「(5) 公立園の現状」では、公立園の築年数、耐震性能の有無なども示しており、砂子みなみこども園以外の施設は、建設から40年以上が経過していること、また、浜町保育園においては耐震工事ができず平成30年から仮設園舎で保育を行っていること、大和田幼稚園と砂子みなみこども園の1号認定部分では定員に対する在園児の割合である充足率が低いことなどを説明しております。

次に、「第2章 公立園最適化の必要性」では、公立園の最適化を進める理由となるものを記載しております。

「(1) 就学前児童人口の減少」では、13ページにおいて、令和2年度から令和6年度までの量の見込みと提供量を表で示しており、「量の見込み」とは、市内の就学前教育・保育施設を利用すると思われる人数を算出したもので、「提供量」は各施設の定員数を総合計したもので、市内において教育・保育を受けられる人数を表しております。

表は国道163号より北の北部地域、南の南部地域、そして一番下の表が市全体の数値となっており、市全体の令和6年度の過不足数の合計を見ると、852人と量の見込みが提供量を大幅に下回っております。

このことから、現在の施設数や定員規模を維持することが適切なのかを判断しなければならないとしております。

次に「(2) 就学前教育施設の利用者数の減少」では、就労形態の変化などによる教育・保育ニーズの変化により、公立・私立を問わず幼稚園や認定こども園の1号認定部分の利用者が減少し続けており、教育・保育に適した規模を維持するためにも施設形態の見直しなどの方策を検討する必要があることを説明しております。

次に、14ページの「(3) 施設の老朽化と厳しい財政状況」では、平成30年4月に開設した砂子みなみこども園を除く、公立園3園の老朽化や浜町保育園における仮設園舎での保育を行っていることなどに対し、早急な対応が必要であるとしつつも、門真市の財政状況を鑑みると各園を再整備する費用を確保することは非常に困難であることを説明しております。

次に、「(4) 公立園の役割の変化」では、社会情勢の変化とともに公立園に新たに求められる役割が生じていることや、門真市公立園最適化検討委員会の答申において就学前教育・保育施設及び小学校が相互の交流に取り組みやすい環境を整えることが役割の1つであると提言されたことなどを説明しております。

次に、15ページの「第3章 基本方針」では、公立園最適化の必要性、また門真市公立園最適化検討委員会より提出された答申の趣旨等を踏まえ、今後の方針について記載しております。

「(1) 公立園を南北に分かれた教育・保育提供区域に各1園へと再編」では、今後も就学前児童の減少が見込まれることから、将来の就学前児童人口等を勘案した上で、基本的な方向性としては、国道163号を境として南北地域に分かれる教育・保育提供区域

の各区域に1園の公立園の配置を目指すものとし、北部地域においては、上野口保育園、浜町保育園、大和田幼稚園の3園を統廃合することで、将来的に1園の公立園とし、南部地域においては、配置している公立園が平成30年4月に開設した砂子みなみこども園の1園のみで、再編は行わないことを説明しております。

次に、17ページの【浜町保育園への対応】では、浜町保育園が耐震工事できないことが判明したことから、本園舎の耐震工事に代わる方策について、直営や民営化を含めあらゆる方向性の検討を行ってきた一方で、今後、数年間で市内の教育・保育施設を利用する子どもの人数が総定員数を大幅に下回ると推計されており、各施設の運営が厳しくなると予想されることや、本市の厳しい財政状況等を総合的に勘案すると新たな園舎の整備は困難であることから、浜町保育園を廃園とすることを記載しております。

次に、【上野口保育園・大和田幼稚園への対応】では、上野口保育園、大和田幼稚園を統合し、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労形態やその変化等によらず子どもを受け入れることができる認定こども園として、再整備することを記載しております。

また、【再編に際して留意すべき事項】では、今後の具体的な計画を示すため、「(仮称)門真市公立園最適化基本計画」を策定することとしております。

最後に、18ページから19ページについて、公立園が果たす役割としまして、(2)市全体の教育・保育の質の向上を図るため、職員の専門的資質等を育成、(3)子育て世帯の負担軽減を図る地域子育て支援を実施、(4)市全体で障がいのある子ども等をより受け入れやすい体制を構築、(5)市内各施設の交流の促進を掲げ、それぞれのこれからの市としての取組み内容について記載しており、「むすびに」において、今後、本方針に基づき、公立園の配置の見直しや役割を果たすために尽力し、市全体の就学前教育・保育及び子育て支援のより一層の充実・発展を図っていくこととしております。

—すべての報告が終了—

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 久木元 秀平

署名委員 土川 好子